



**後発医薬品（ジェネリック）がより身近に！**

**～「処方せんの様式変更」と「一般名処方」～**

4月から処方せんに関して、2つの変更点がありました。いずれも、患者さんが希望する場合、薬を後発医薬品に変更しやすくするためのものです。

**1) 処方せんの様式が変更**

後発医薬品についての処方せんの様式が変更になりました。



処 方 せ ん									
(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号					保険者番号				
公費負担医療の受給者番号					被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				
氏名		保険医療機関の所在地及び名称			電話番号				
患者	生年月日	男・女	保険医氏名		①				
区分	被保険者	被扶養者	都道府県番号	点数表番号	医療機関コード				
交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの使用期間	平成 年 月 日	特にお知らせのある場合は、交付の旨を本所に通知してください。					
処方	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;">                     に何も書いてなければ、後発医薬品に変更できます！                 </div>								
備考	変更不可 (個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更を差し支えがあると判断した場合)								
調剤年月日					公費負担者番号				
調剤年月日					公費負担医療の受給者番号				
調剤年月日					公費負担医療の受給者番号				

医師が後発医薬品への変更に差し支えがあると判断した場合

処方せんの下の方の「保険医署名」欄( )に署名または記名・押印

変更できない薬の名前の前( )に「×」や「し点」を書くことになりました。

**それらの欄に、医師が何も記していない場合は、患者さんのご希望により、お薬を後発医薬品に変更できます。**

ご希望を薬局スタッフにお申し付けください。

**後発医薬品とは・・・**

先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分で同じ効き目があると認められて販売される薬です。

**後発医薬品は新薬と全く同じですか？**

有効成分は同じですが、添加物が異なる場合があります。また、後発医薬品の中には、より飲み易くするために、大きさや味などを改善しているものもあります。

(中薬協「後発医薬品の使用促進について(骨子案)」より抜粋)

**2) 薬の名前が一般名で書かれることも**

医師が処方せんに薬を一般名で記した場合、薬局では、**薬を「先発医薬品」でも「後発医薬品」でも、患者さんのご希望で、お渡しできるようになりました。**



**「一般名」とは・・・??** 薬の名前には「商品名」と「一般名」があります。

「商品名」・・・その医薬品を販売する製薬メーカーが自社製品に独自につける名前

「一般名」・・・その医薬品の成分の名前

例) ガスター錠 10mg (商品名)      ファモチジン錠 10mg (一般名)  
 ロキソニン錠 60mg (商品名)      ロキソプロフェン錠 60mg (一般名)

**後発医薬品の商品名は「一般名+メーカー名」に統一されつつあります**

今まで後発医薬品は、製薬メーカーが独自の商品名を付けていましたが、最近、後発医薬品の商品名は、「一般名+メーカー名」にしようというルールができました。

例) 「ファモチジン錠 10mg」、「ロキソプロフェン錠 60mg」( )はメーカー名)

新しく販売される後発医薬品は、「一般名」という商品名で統一されています。